

◇大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例の一部を改正する条例

- 1 自転車等の撤去及び保管に係る費用の額の上限を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和6年10月1日から施行することにしました。

(建設局企画部方面調整課)